

令和3年12月定例会 教育長報告

行 事 表	
11月29日(月)	令和3年度 能代市教育委員会学校訪問（浅内小・能代南中）
11月30日(火)	市議会定例会（～12月22日）
〃	令和3年度 能代市小・中学校教頭会第3回研修会（旧料亭金勇）
12月16日(木)	令和3年度 第2回社会教育委員の会議（中央公民館）
12月17日(金)	第2回カリキュラム・マネジメント検討会議（新庁舎 会議室9・10）
12月23日(木)	奨学選考委員会（新庁舎 会議室8）
〃	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 庁議室）
1月14日(金)	令和3年度 能代市総合教育会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
1月27日(木)	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）

議案第31号

能代市就学援助支給要綱の一部改正について

能代市就学援助支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月23日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市就学援助支給要綱の一部を改正する告示

能代市就学援助支給要綱（平成20年能代市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間、」を「令和4年3月1日までの間に第5条第2項の認定（令和4年度に入学する児童生徒に係る新入学用品費の認定を除く。）をする場合における」に改める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

提案理由

生活保護基準の段階的引き下げ措置の終了により準要保護認定基準の特例の適用を終了することに伴い、適用範囲を改正しようとするものである。

○能代市就学援助支給要綱（平成20年能代市教育委員会告示第6号）

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の日の前日までに、能代市児童生徒就学援助交付要綱（平成18年能代市告示第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。 (準要保護認定基準の特例)</p> <p>3 <u>当分の間</u>、別表第1号注書の規定の適用については、同注書中「申請があった年度の基準」とあるのは、「平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の日の前日までに、能代市児童生徒就学援助交付要綱（平成18年能代市告示第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。 (準要保護認定基準の特例)</p> <p>3 令和4年3月1日までの間に第5条第2項の認定（令和4年度に入学する児童生徒に係る新入学用品費の認定を除く。）をする場合における別表第1号注書の規定の適用については、同注書中「申請があった年度の基準」とあるのは、「平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。</p>